令和７年６月１０日招集

市　議　会　６　月　定　例　会　議　案

（　一　般　議　案　）

新　　発　　田　　市

議案番号	件名
議第５号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第６号	和解及び損害賠償の額の決定について
議第７号	新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第８号	新発田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議第９号	新発田市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第１０号	新発田市下水道条例及び新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第１１号	新発田市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第１２号	契約の締結について （除雪ステーション建設（建築）工事）
議第１３号	財産の取得について （新発田市消防団小型動力ポンプ付積載車）

議第　５　号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

住　　所　　新発田市緑町
氏　　名　　田野　賢司

住　　所　　新発田市中央町
氏　　名　　山口　智史

住　　所　　新発田市下中
氏　　名　　片桐　照

住　　所　　新発田市豊町
氏　　名　　橋本　信子

住　　所　　新発田市西園町
氏　　名　　荒川　真里子

住　　所　　新発田市下小中山
氏　　名　　鈴木　京子

議第　６　号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

１　和解及び損害賠償の相手方

市内事業所

２　事故の概要

令和６年９月２４日午前１０時３０分頃、新発田地域産業保健センター駐車場内において、七葉小学校用務手が運転する市所有車両が、駐車していた相手方車両に接触し、同車両の右側側部が破損した。

３　和解の内容及び損害賠償の額

⑴　新発田市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金７３９，６４０円を支払う。

⑵　新発田市と相手方との間には、本件損害賠償のほか、一切の債権債務関係がないことを確認する。

議第　７　号

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和５７年新発田市条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第３投票所の投票管理者の項中「〃　１２，８００円」を「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和２５年法律第１７９号）第１４条第１項に定める額（以下「選挙執行経費法に定める額」という。)」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「〃　１１，３００円」を「選挙執行経費法に定める額」に改め、同表開票管理者の項中「〃」を「日額」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「〃　１０，９００円」を「選挙執行経費法に定める額」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「〃　９，６００円」を「選挙執行経費法に定める額」に改め、同表開票立会人の項中「〃」を「日額」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人が投票所開設時間内に交替する場合の報酬額並びに投票所の開閉時間を変更する場合における投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額は、この表に規定する報酬額を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４０条第１項本文（同法第４８条の２第６項において準用する場合を含む。）に規定する投票所の開設時間数で除して得た額にそれぞれ職務に従事した時間数を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第　８　号

新発田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
制定について

新発田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（新発田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　新発田市職員の育児休業等に関する条例（平成４年新発田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１２条」の次に「及び第１９条第６項」を加え、「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第２２条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第２３条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対する部分休業」を「非常勤職員に対する第１号部分休業」に、「当該会計年度任用職員について」を「当該非常勤職員について」に、「当該会計年度任用職員が新発田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年新発田市規則第２３号）別表第４第２号の規定による特別休暇又は同規則第１８条に規定する介護時間を承認されている場合」を「当該非常勤職員が労働基準法第６７条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」

に、「当該特別休暇又は当該介護時間を承認されている時間」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２３条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

⑴　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

⑵　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２３条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２３条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

⑴　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

⑵　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２３条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配

偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２４条第１項及び第２項中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第２５条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２５条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新発田市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「第１８条の２第１項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１８条の３を第１８条の４とする。

第１８条の２第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１８条の３とし、第１８条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１８条の２　任命権者は、新発田市職員の育児休業等に関する条例（平成４年新発田市条例第５号）第２６条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

⑵　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

⑶　新発田市職員の育児休業等に関する条例第２６条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（新発田市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　新発田市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年新発田市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、附則第３項の規

定は令和７年７月１日から、附則第４項の規定は公布の日から施行する。

（新発田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月３１日までの間における同条第１項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の新発田市職員の育児休業等に関する条例第２３条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

３　職員は、施行日前においても、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（以下この項において「改正後育児休業法」という。）第１９条第１項から第４項までの規定の例により、同条第２項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第１項に規定する部分休業をいう。以下この項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後育児休業法第１９条第３項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更並びに同条第１項の規定による請求とみなす。

（新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

４　任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１８条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議第　９　号

新発田市手数料条例の一部を改正する条例制定について

新発田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市手数料条例の一部を改正する条例

新発田市手数料条例（平成１２年新発田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１０号中「審査手数料」の次に「(第１３号イに規定する場合に係る指定を同時に受けようとする場合に係るものを除く。)」を加え、同項第１３号及び第１４号を次のように改める。

⒀　介護保険法第１１５条の２２第１項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査手数料（介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に運営するために、同法第７９条第１項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定を同時に受けようとする場合に係るものを除く。）

ア　イに掲げる場合以外の場合　１件につき　２４，７００円

イ　介護保険法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に運営しようとする場合　１件につき　８，７００円

⒁　介護保険法第１１５条の３１において読み替えて準用する同法第７０条の２第１項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料（介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に運営する場合であって、同法第７９条の２第１項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新を同時に受けようとする場合に係るものを除く。）　１件につき　８，７００円

附　則

この条例は、令和７年８月１日から施行する。

議第１０号

新発田市下水道条例及び新発田市農業集落排水処理施設の管理に
関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市下水道条例及び新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市下水道条例及び新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

（新発田市下水道条例の一部改正）

第１条　新発田市下水道条例（平成１２年新発田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第５条の３第１項第１号中「専属している」を「選任されている」に改める。

第５条の４第１項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改める。

（新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正）

第２条　新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（昭和６３年新発田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第１項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第１１号

新発田市上水道条例の一部を改正する条例制定について

新発田市上水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市上水道条例の一部を改正する条例

新発田市上水道条例（平成９年新発田市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第４３条第１１号及び第４４条第８号中「第３４条第１項」を「第３７条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第１２号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

１	工　事　名	除雪ステーション建設（建築）工事
２	契約の方法	制限付一般競争入札
３	契約金額	４６８,６００，０００円
４	契約の相手方	新発田市城北町２丁目１０番２０号 株式会社石井組 代表取締役社長　石井　和郎

議第１３号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和７年６月１０日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

１　財　　産　　名　　新発田市消防団小型動力ポンプ付積載車（４台）

２　契 約 の 方 法　　通常型指名競争入札

３　契　約　金　額　　３６，１１４，８１６円

４　契約の相手方　　新発田市富塚町３丁目２番１２号

菖栄ライフ株式会社

代表取締役　栗原　幹